

令和6年度 放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用料減免について

各務原市では放課後児童クラブ利用料の減免制度を設けております。下記の事項をお読みのうえ、申請手続きを行ってください。

1. 減免対象

A	下記の【1】、【2】両方に該当する方 【1】ひとり親家庭 【2】令和5年度の市民税非課税世帯
B	生活保護法により生活扶助を受けている世帯
C	各務原市準保護世帯福祉医療費助成を受けている世帯

2. 減免区分

- A 放課後児童クラブ利用料1／2減額
- B 放課後児童クラブ利用料全額免除
- C 放課後児童クラブ利用料全額免除

3. 提出書類

提出対象者		提出書類	備考
A, B, C	1	放課後児童健全育成事業（学童保育） 利用料減免申請書	・全員提出
Aのみ	2	「ひとり親家庭」と分かる書類 ・戸籍等 (ただし、発行後3ヶ月以内のもの)	【提出しなくてもいい方】 ・児童扶養手当受給者 ・母子家庭等福祉医療費受給者 ・父子家庭福祉医療費受給者
	3	「令和5年度の市民税非課税証明書」	【提出しなくてもいい方】 ・令和5年1月1日に各務原市に住民票がある方

※市民税非課税証明書は、令和5年1月1日時点で住民票があった市町村から取り寄せてください。

4. 留意事項

- (1) 減免適用は当該年度限りです。
- (2) 審査後に結果を通知します。
- (3) 減免の適用は、申請の翌月からとなります。
- (4) 減免の対象に該当しなくなった場合は、その旨を直ちに届け出てください。

問合せ先 各務原市 教育委員会 総務課総務係
電話 058-383-1117